

令和3年5月10日

市立施設の利用及び市主催イベント等の制限について

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の期間延長に伴い、市立施設の利用及びイベント等の開催は、下記のとおり取り扱います。

記

- 1 延長期間 令和3年5月12日（水）～令和3年5月31日（月）
- 2 市立施設の午後7時以降の利用を制限します。
 - ・ 午後7時の閉館を徹底します。
 - ・ 午後7時をまたぐ利用区分については、午後7時までの利用は可能ですが、利用料金の減免は行いません。
 - ・ キャンセルを希望する場合は、全額還付します。
- 3 市立施設の利用定員について
 - ・ 定員数の上限50%を徹底します。
 - ・ 利用する部屋等を変更する場合の、利用料の差額は徴収しません。
 - ・ キャンセルを希望する場合は、全額還付します。
- 4 市主催イベント等の制限について
 - ・ 原則、延期または中止します。
- 5 都市公園について
 - ・ 公園内への持ち込み飲酒や食事は禁止します。
 - ・ 駐車場は開放します。
- 6 実施時期等
 - ・ 令和3年5月12日（水）から令和3年5月31日（月）まで実施します。
 - ・ すでに予約済みの方に対する使用料の返金は、令和3年5月31日（月）までに申請があった場合に限ります。